

# 医療情報取得加算 に関する掲示

当院は、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初・再診	算定内容	点数
初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	3点
再診時 (3か月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	2点

マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。



NHO栃木医療センター